

事業適合性判定を申請すれば、



製品／方法の研究・開発の方向性が正しいかどうかを判断し、正しくない場合は、**早期に修正するための判断資料**になります。



競合企業や提携可能企業、並びに、各社保有の発明・特許権の存在を事前に知り、経営資源を投入する**市場や投入時機**を間違えないようにするための**意思決定**を、早い段階で行うことができます。



適切な対策を施すことにより、**事業の差止、損害賠償、賠償額の拡大を未然に防止**することができます。



融資等の**リスクを軽減**することができます。また、関係者への**説明の根拠資料**に使うことができます。

*****事業適合性判定Q & A*****

Q1: 「事業適合性判定」は、なぜ必要なのでしょう？

A1: 技術を扱う事業に特許紛争はつきものです。特許紛争を訴訟で解決しようとする、訴える側も訴えられる側も、資金、時間、労力の面はもとより、事業維持に最も重要な信用（あるいはブランド）を失うおそれがあります。そこで、事業における特許紛争を未然に防止するため、裁判所手続に長けた弁護士と特許庁手続に長けた弁理士とで、どのような特許紛争リスクを有しているかを事前に判定するのです。

Q2: なぜ複数の種類の判定（第1～4号）があるのですか？

A2: 多様なニーズに応えるためです。第1号は事業に関わる研究・開発の方向性を確定する場合を想定しており、第2号は事業化に影響を与える周辺技術特定する場合を想定しており、第3号はターゲットとなる特定の他者発明等を侵害するかどうかを判断する場合を想定しています。また、第4号は、外国での侵害のリスクを判断する場合を想定しています。

Q3: 第1号→第2号→第3号の順に申請するのでしょうか？

A3: 第1号判定又は第2号判定の何れかを申請して頂き、得られた判定結果に基づいて特定された危ない他者発明等に関して、第3号判定で抵触の有無についての具体的な法律判断を行う、という手順を想定していますが、第3号判定を直接申請することも可能です。

Q4: 外部特許調査機関への調査依頼は必須ですか？

A4: 第1号、第2号及び第4号判定では、事業適合性判定の特徴である面談の結果を十分に活用できるように、調査機関による調査が必須です。判名人や調査機関の担当者のアドバイスを受けながら、格安かつ高い精度でパテントマップ付の調査報告が得られます。但し、第3号判定では、申請人が判定の対象とすべき他者発明等を提出することもできます。

Q5: どのように申請すればよいのでしょうか？

A5: 日本知的財産仲裁センターへの事業適合性判定申請書、申請対象事業説明書、その他の資料の提出が必要です。事業適合性判定の内容や利用方法、申請書や申請対象事業説明書の記載内容、準備すべき資料等については、事前相談（有償：1万円＋税）で説明を受けて頂くこともできます。

Q6: 日本知的財産仲裁センターの「センター判定」や特許庁の「判定」と、どこが違いますか？

A6: 他「判定」では、既に事業が実在しており、申請人は、予め対象の製品・方法、問題となる他者発明等^(注3)を認識しています。対して事業適合性判定は、遂行前の事業について、事業に関わる製品・方法(判定対象製品等)及び調査の範囲・条件を決定した上で、問題となる他者発明等とそのリスクを明確にします。なお、事業の適否は対象としておりません。特許紛争の未然防止を目的として、事業における特許紛争リスクの有無だけを対象としています。＜注釈は、裏面参照＞

詳しくは・・・

<http://www.ip-adr.gr.jp/business/compliance/>

日本知的財産仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号

弁理士会館内

TEL: : 03(3500)3793

FAX: : 03(3500)3839

日本知的財産仲裁センター 事業適合性判定

弁護士と弁理士が
あなたの
事業に関わる特許紛争リスクを
未然に回避できるかどうか
先行技術の調査結果に基づいて
第三者的立場から
専門的見解を示します。



日本知的財産仲裁センター

事業化のシチュエーションに応じて 様々な特許紛争リスクが発生します。

例えば・・・研究・開発段階・・・

開発テーマを
絞りきれない

画期的な製品だけど
権利侵害にならないかな？

特許調査なんて
できないし・・・

他社どんな開発を
してるのかな？

特許とれる？
特許とるべき？

特許権侵害で訴えられたら
掛けたコストが無駄になるし
開発止めようかな・・・

例えば・・・試作段階・・・

儲かるかな？

造れそうだけど
製品化できるかな？

どんなライバル企業が
いるんだろう？

例えば・・・製品化・量産段階・・・

特許権の権利範囲が
どこまでかなんて
判らないよ

製品化できることは判ったけど
量産しても大丈夫かな？・・・

経営陣に知財リスクを
理解させるための
根拠が欲しい

ライバル企業／提携候補
の有無や戦力が判らない

例えば・・・融資(助成金交付)検討段階・・・

特許調査に
お金を掛けられない

融資先の企業は
知財リスクを回避
できてるのかな？

担保価値を裏付ける
ための信頼できる
根拠が欲しい

融資先の企業の事業の
継続可能性はどのくらいかな？

事業適合性判定は・・・

面談

判定人(弁護士+弁理士)^(注1)、調査機関^(注2)担当者との話し合いで
特許調査の範囲・条件を決定します



調査

調査機関の担当者が
決定された範囲・条件で
他者発明等^(注3)を調査します



判定人(弁護士+弁理士)による判定は
目的に合わせて各種用意されています

判定



第1号判定

研究・開発の方向性を確定するために他者特許等の有無を知りたいときに
1対象技術分野^(注4)毎(他者発明等100件以内)→判定:20万円+調査(必須):10万円

第2号判定

事業化に影響を与える周辺技術を分析するために理由も知りたいときに
1対象技術分野毎(他者発明等100件以内)→判定:60万円+調査(必須):10万円^(注5)

第3号判定

ターゲットとなる他者発明等を侵害するかどうか詳細に知りたいときに
文言侵害^(注6)(他者発明等3件以内)→判定:90万円+調査(任意):10万円^(注7)
第3号判定に追加のオプションとして
・間接侵害^(注8)、均等^(注9)毎(他者発明等3件以内)
→判定:90万円+調査(任意):10万円^(注7)
・先使用权^(注10)(他者発明等1件)
→判定:30万円+調査(任意):10万円

第4号判定

第1～3号判定とは別に、外国の他者発明等を第1号判定レベルで確認したいときに
1対象技術分野毎1カ国毎(他者発明等100件以内)→判定:30万円+調査(必須):15万円

第4号判定は、英文文献を対象とし、日本で登録された弁護士及び弁理士である判定人の知識経験に
基づく一応の判断であり、対象国における有資格者による意見又は判定に代わるものではありません。

- 注1: 判定人候補者の中から、専門性だけでなく公正性・独立性・中立性をも考慮して弁護士・弁理士各1名が選任されます。
注2: 日本知的財産仲裁センターが選定した複数の外部特許調査機関のなかから1つを選択できます。
注3: 日本国内(第4号判定では外国)で特許出願又は実用新案登録出願された他人の発明又は考案を言います。
注4: 判定対象製品等の中で申請人が判定を希望する特徴部分が属する技術分野を言います。
注5: 他者発明等及び判定対象製品等が同じで、第1号判定結果を利用する場合は不要です。
注6: 特許請求の範囲に記載の構成を文言通りに解釈して確定される権利範囲の侵害を言います。
注7: 他者発明等及び判定対象製品等が同じで、第1号判定結果を利用する場合は70万円、第2号判定結果を利用する場合は30万円です。
注8: 特許発明の内容全体の実施に至らない場合でも、特許権侵害を誘発する可能性が高い態様の行為を言います。
注9: 一定の要件のもとで拡張された特許発明の技術的範囲に含まれるか否かの判断です。
注10: 他社発明等の特許出願前から実施していたこと等の一定の要件下に継続実施が認められる権利です。

*特許等の有効性判断、事業収益予測、市場の需要予測、技術の進化予測、ブランド力の評価、意匠及び商標の評価、金銭的評価、並びに営業秘密の評価は、事業適合性判定の対象となりません。

*金額は、全て税別で表示しています。